

令和7年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

令和8年2月

京 都 市

令和 7 年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から「令和 7 年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されたことを踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

(別紙 1) のとおり、再評価の対象となった 2 事業の対応方針は「事業継続」とする。

(別紙 2) のとおり、事後評価の対象となった 4 事業の対応方針は「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

今後の本市の公共事業の推進に当たっては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上に努めるものとする。

2 個別事業について

<再評価>

(1) 街路事業 山陰街道

本事業は、久世梅津北野線（桂川街道）から府道桂停車場線までの区間を整備することで、阪急桂駅東口へのアクセス改善を図るとともに、路線バスの円滑な運行と歩行者の安全な通行を確保するものである。

現状、多くの路線バスが運行されているものの、幅員が狭く離合に支障をきたしており、また、地域からは歩行者の安全確保に関する要望が寄せられているなど、課題解決に向けた事業推進が求められている。

用地取得については、既に一部を確保しており、残る対象用地についても今年度に境界確定が完了している。地権者からの本事業への理解も深まっており、今後も用地取得の進捗が見込まれることから、「事業継続」とする。

(2) 土地区画整理事業 伏見西部第五地区

本事業は、良好な市街地環境の形成を目的として道路、水路、公園等の公共施設を整備・改善し、防災拠点である横大路運動公園へのアクセス強化や伏見西部地区の治水機能の向上を図るものである。

本地区は、本市の市街化区域において、比較的広い産業用地の確保ができる希少

な場所であり、高速道路のインターチェンジへのアクセスも良いことから、企業の立地意欲も高い。このため、本事業の推進は地域経済の活性化に寄与することが期待され、働く人にとって快適で魅力的な都市環境の創出や担税力強化に繋がるものである。

既に骨格となる都市計画道路の一部区間及び承水路の整備は完了しており、令和17年度末に換地処分が完了する見込みであることから、「事業継続」とする。

<事後評価>

(1) 街路事業 鴨川東岸線 (第2工区)

本事業は、現状道路(師団街道)のバイパスとして整備し、九条通(九条跨線橋)と橋りょう形式で交差点接続することで、周辺道路の渋滞緩和及び交通の円滑化を図るものである。

事業完了後の周辺交通量の変化や関係者へのヒアリングにより、本事業実施に伴う効果を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

(2) 下水道事業 浸水対策事業 新川排水区

本事業は、市街化の進行に伴う雨水流出量の増加に対し、河川や排水路の能力が不足していることから浸水被害が発生していた一級河川新川流域において、排水路の改修や雨水幹線、雨水調整池を整備することで、治水安全度の向上を図るものである。

過去に浸水被害が発生した箇所において、事業完了後は同規模以上の雨量でも浸水被害が発生していないことより、本事業実施に伴う効果を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

(3) 下水道事業 合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区

(4) 下水道事業 合流式下水道改善対策事業 伏見処理区

これらの2事業は、降雨初期の汚水の混じった雨水を貯留し、降雨終了後に処理ができるよう貯留幹線や滞水池の整備などを行うことにより、河川へ流出する汚濁量を分流式下水道と同程度に削減して水環境の改善を図るものである。

事業完了後の水質モニタリング調査により、本事業実施に伴う効果を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

令和 7 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
街路事業	1	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15.0m	H2 (1990)	③	36	事業継続
土地区画整理事業	2	伏見西部第五地区	面積 A=64.5ha	H13 (2001)	③	25	事業継続

令和7年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ① 事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
 ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
街路事業	1	鴨川東岸線（第2工区）	延長 L=715m 幅員 W=21.0～ 30.6m	H9 (1997)	①	R2 (2020)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
下水道事業	2	浸水対策事業 新川排水区	面積 A=143ha	S61 (1986)	①	R2 (2020)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
	3	合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区	面積 A=5,254ha	S61 (1986)	①	R5 (2023)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
	4	合流式下水道改善対策事業 伏見処理区	面積 A=815ha	H7 (1995)	①	R5 (2023)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要